

令和 年 月 日

関東 財務局長 殿

申請者 （郵便番号 330-9716）

住所又は所在地 埼玉県さいたま市中央区新都心一番地1

電話番号 （048）600-1111

商号又は名称 財務投資助言・代理株式会社  
代表取締役社長

氏名 財務 太郎  
（法人であるときは、代表者の役職氏名）

登録申請書

金融商品取引法第29条の2の規定により同法第29条の登録を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

（注意事項）

- 1 法第31条第4項の変更登録を受けようとする場合にあっては、「財務（支）支局長」に代えて変更登録の申請を行う金融商品取引業者の所管金融庁長官等の名称を記載し、また、「登録申請書」とあるのは「変更登録申請書」と「第29条の2」とあるのは「第31条第4項」と、「同法第29条の登録」とあるのは「同項の変更登録」とすること。
- 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第2面)

* 登 録 番 号	関東財務局長(金商)第 号(年 月 日)	
* 金融商品取引法 第 30条第1項の認可	認可の有無	認可年月日
	(空欄)	(空欄)
1 法人・個人の別	法 人	個 人
(ふりがな) 2 商号又は名称	(ざいむとうしじょげん・だいきがぶしきかいしゃ) 財務投資助言・代理株式会社	
(ふりがな) 3 氏 名	(法人の場合は空欄)	
4 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額(第一種金融商品取引業を行おうとする外国法人にあっては、資本金の額又は出資の総額及び持込資本金の額)	別添1のとおり	
5 法人であるときは、役員(外国法人にあっては、国内における代表者を含む。)の氏名又は名称	別添2のとおり	
6 金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人(第6条第1項に規定する者を含む。)の氏名	別添3のとおり	
7 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人(第6条第2項に規定する者を含む。)の氏名	別添4のとおり	
8 業 務 の 種 別	別添5のとおり	
9 電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨	(電子募集取扱業務を行う旨) 該当なし、を記入	
	(有価証券の種類) 該当なし、を記入	
10 第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあっては、その旨	(第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行う旨) 該当なし、を記入	
	(有価証券の種類) 該当なし、を記入	

<p>11 第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあっては、その旨</p>	<p>(第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う旨) <b>該当なし、を記入</b></p> <p>(有価証券の種類) <b>該当なし、を記入</b></p>
<p>12 第70条の2第3項に規定する電子申込型電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨</p>	<p>(第70条の2第3項に規定する電子申込型電子募集取扱業務を行う旨) <b>該当なし、を記入</b></p>
<p>13 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業として高速取引行為を行う場合(14の場合を除く。)にあっては、その旨</p>	<p>(第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業として高速取引行為を行う旨) <b>該当なし、を記入</b></p>
<p>14 第一種金融商品取引業及び投資運用業を行わない場合において、第二種金融商品取引業として高速取引行為を行うときにあっては、その旨</p>	<p>(第一種金融商品取引業及び投資運用業を行わない場合において、第二種金融商品取引業として高速取引行為を行う旨) <b>該当なし、を記入</b></p>
<p>15 13又は14の場合のほか、高速取引行為を行う場合にあっては、その旨</p>	<p>(13又は14の場合のほか、高速取引行為を行う旨) <b>高速取引を行う、又は該当なし、を記入</b></p>
<p>16 有価証券とみなされる権利(第6条の3に定めるものに限る。以下同じ。)についての法第2条第8項第1号から第10号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨</p>	<p>(有価証券とみなされる権利についての法第2条第8項第1号から第10号までに掲げる行為を業として行う旨) <b>該当なし、を記入</b></p>
<p>17 有価証券とみなされる権利又は当該権利若しくは金融指標(当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。)に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第1号から第5号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨</p>	<p>(有価証券とみなされる権利又は当該権利若しくは金融指標(当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。)に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第1号から第5号までに掲げる行為を業として行う旨) <b>該当なし、を記入</b></p>

<p>18 有価証券とみなされる権利又は当該権利若しくは金融指標（当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第12号、第14号又は第15号に掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨</p>	<p>（有価証券とみなされる権利又は当該権利若しくは金融指標（当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第12号、第14号又は第15号に掲げる行為を業として行う旨） <b>該当なし、を記入</b></p>
<p>19 暗号等資産又は金融指標（暗号等資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第1号から第5号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨</p>	<p>（暗号等資産又は金融指標（暗号等資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第1号から第5号までに掲げる行為を業として行う旨） <b>該当なし、を記入</b></p>
<p>20 暗号等資産又は金融指標（暗号等資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第12号、第14号又は第15号に掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨</p>	<p>（暗号等資産又は金融指標（暗号等資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第12号、第14号又は第15号に掲げる行為を業として行う旨） <b>該当なし、を記入</b></p>
<p>21 本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地</p>	<p>別添6のとおり</p>
<p>22 他に行っている事業の種類</p>	<p>別添7のとおり</p>
<p>23 手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称</p>	<p>（手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称） <b>該当なし、を記入</b></p> <p>（加入する金融商品取引業協会の名称） <b>一般社団法人日本投資顧問業協会（予定）、又は 該当なし、などを記入</b></p> <p>（対象事業者となる認定投資者保護団体の名称） <b>該当なし、を記入</b></p>
<p>24 会員等となる金融商品取引所の名称</p>	<p><b>該当なし、を記入</b></p>

又は商号	
25 第7条第3号イ、第3号の2、第3号の3イ、第4号から第9号まで及び第11号に掲げる事項	別添8のとおり
26 第一種金融商品取引業を行う場合（電子記録移転権利若しくは令第1条の12第2号に規定する権利に係るもののみを行う場合又は第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合であって、投資者保護基金にその会員として加入しない場合を除く。）には、加入する投資者保護基金（法第79条の49第4項の規定による定款の定めがあるものを除く。）の名称	該当なし、を記入
27 商品デリバティブ取引関連業務を行う場合には、加入する投資者保護基金（法第79条の49第2項の規定による定款の定めがあるものを除く。）の名称	該当なし、を記入
28 金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称	（国内における代理人の氏名、商号又は名称） 該当なし、を記入

（注意事項）

- 1 「\*登録番号」欄及び「\*金融商品取引法第30条第1項の認可」欄には、記載しないこと。
- 2 「1 法人・個人の別」欄は、該当するものに 印を付けること。
- 3 「2 商号又は名称」欄及び「3 氏名」欄  
法人は商号又は名称を「2 商号又は名称」欄に記載し、個人は氏名を「3 氏名」欄に記載すること。  
個人は「2 商号又は名称」欄に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は屋号等の名称を記載することができる。  
外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、（ ）書きで併せて記載することができる。（「28 金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）  
氏を改めた者においては、旧氏及び名を（ ）書きで併せて記載することができる。（「28 金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）
- 4 「9 電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨」、「10 第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあっては、その旨」及び「11 第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあっては、その旨」の「（有価証券の種類）」の欄には、取り扱う有価証券の種類（法第2条第1項各号及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利の種類ごとに区分されたものをいう。）を記載すること。

(別添1：資本金の額又は出資の総額及び持込資本金の額)

商号、名称又は氏名 **財務投資助言・代理株式会社**

資本金の額又は出資の総額	年 月 日
<b>10,000千円</b>	<b>令和</b> 年 月 日 現在

持込資本金の額	年 月 日
<b>該当なし、などを記入</b>	年 月 日 現在

(注意事項)

外貨建ての場合は、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記すること。

**上記外国通貨換算には、基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（財務大臣公示）を用いること。  
日本銀行ホームページ参照**

(第4面)

(別添2：役員(外国法人にあっては、国内における代表者を含む。))の氏名又は名称)

商号、名称又は氏名 **財務投資助言・代理株式会社**

(令和 年 月 日現在)

(ふりがな) 氏名又は名称	役 職 名
<p>(ざいむ たろう) 財務 太郎</p> <p>(ざいむ じろう) 財務 次郎</p> <p>(ざいむ さぶろう) 財務 三郎</p> <p>(ざいむ はなこ)(おおくら はなこ) 財務 花子(大蔵 花子)</p>	<p>代表取締役社長</p> <p>専務取締役</p> <p>取締役 兼 東京支店長</p> <p>監査役</p>

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に( )書きで併せて記載することができる。

(第5面)

(別添3：金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人の氏名)

商号、名称又は氏名 **財務投資助言・代理株式会社**  
(令和 年 月 日現在)

(ふりがな) 氏名	役職名
(ざいむ しろう) 財務 四郎	管理部長

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に( )書きで併せて記載することができる。

(第6面)

(別添4：投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人の氏名)

商号、名称又は氏名 **財務投資助言・代理株式会社**  
(令和 年 月 日現在)

(ふりがな) 氏名	役職名
(ざいむ はなえ) 財務 花江	業務本部長

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に( )書きで併せて記載することができる。

(別添5：業務の種別)

商号、名称又は氏名 **財務投資助言・代理株式会社**  
(令和 年 月 日現在)

業務の種別	
1	法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務( 年 月 日)
2	法第28条第1項第1号の2に掲げる行為に係る業務( 年 月 日)
3	法第28条第1項第2号に掲げる行為に係る業務( 年 月 日)
4	法第28条第1項第3号イに掲げる行為に係る業務( 年 月 日)
5	法第28条第1項第3号ロに掲げる行為に係る業務( 年 月 日)
6	法第28条第1項第3号ハに掲げる行為に係る業務( 年 月 日)
7	法第28条第1項第4号に掲げる行為に係る業務( 年 月 日)
8	有価証券等管理業務( 年 月 日)
9	第二種金融商品取引業( 年 月 日)
10	投資助言・代理業( 年 月 日)
11	投資運用業( 年 月 日)

(注意事項)

- 1 行おうとする業務の番号を で囲むこと。
- 2 それぞれの業務について、登録年月日又は変更登録年月日を記載すること。
- 3 「11 投資運用業」について、適格投資家向け投資運用業を行う場合には、「11 投資運用業(適格投資家向け投資運用業)」と記載すること。

(第8面)

(別添6：本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地）

商号、名称又は氏名 **財務投資助言・代理株式会社**

(令和 年 月 日現在)

名 称	所 在 地
<b>本店</b>	<b>埼玉県さいたま市中央区新都心一番地1</b>
<b>東京支店</b>	<b>東京都文京区湯島四丁目6番15号</b>
<b>千葉支店</b>	<b>千葉県千葉市中央区椿森五丁目6番1号</b>

(注意事項)

- 1 本店等を最初に（外国法人にあっては、本店を最初に、本店等をその次に）記載すること。
- 2 その他の営業所又は事務所のうち、無人の営業所又は事務所については、別添6 - 2に記載すること。

(第9面)

(別添6 - 2 : その他の営業所又は事務所のうち、無人の営業所又は事務所の状況)

商号、名称又は氏名 **財務投資助言・代理株式会社**

(令和 年 月 日現在)

財務局等名	無人の営業所又は事務所を統括する本店その他の営業所又は事務所		無人の営業所又は事務所数
	名称	所在地	
<b>関東財務局</b>	<b>本店</b>	<b>埼玉県さいたま市中央区新都心一番地1</b>	<b>2</b>
			計 <b>2</b> 店

(注意事項)

営業所又は事務所数は、無人の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局等(財務局又は福岡財務支局をいう。)ごとに記載すること。

(別添7：他に行っている事業の種類)

商号、名称又は氏名

財務投資助言・代理株式会社

(令和 年 月 日現在)

他に行っている事業の種類
情報提供サービス業

(第11面)

(別添8：第7条第3号イ、第3号の2、第3号の3イ、第4号から第9号まで及び第11号に掲げる事項)

商号、名称又は氏名 **財務投資助言・代理株式会社**

(令和 年 月 日現在)

第7条第3号イ、第3号の2、第3号の3イ、第4号から第9号まで及び第11号に掲げる事項	
1	有価証券関連業を行う旨 第一種金融商品取引業のうち電子記録移転権利又は令第1条の12第2号に規定する権利に係るもののみを行う旨
2	電子取引基盤運営業務を行う旨
3	商品関連業務を行う旨
4	商品投資関連業務を行う旨 行う商品投資関連業務が令第37条第1項第2号ロに掲げる物品又は農林水産関係商品等のみに係るものである旨 行う商品投資関連業務が令第37条第1項第2号ハからホまでに掲げる物品又は経済産業関係商品等のみに係るものである旨 競走用馬投資関連業務を行う旨
5	法第194条の6第2項各号に掲げる行為を業として行う旨
6	不動産信託受益権等売買等業務を行う旨
7	不動産関連特定投資運用業を行う旨
8	特定引受行為を行う旨
9	特定有価証券等管理行為を行う旨
10	第二種金融商品取引業に係る業務のうち、令第1条の12第2号に掲げる行為に係る業務を行う旨

(注意事項)

該当する番号を で囲むこと。

**該当なし**

《記載例》

令和 年 月 日

関東財務局長 殿

商 号

又は名称 財務投資助言・代理株式会社

代表取締役社長

氏 名 財務 太郎

(法人にあつては、代表者の氏名)

## 誓 約 書

申請者は、金融商品取引法第 29 条の 4 第 1 項各号（第 1 号二からへまで、第 4 号二、第 5 号八及び第 7 号（第 66 条の 53 第 6 号八に係る部分に限る。）を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約します。

《記載例》

登録申請者等の履歴書

(ふりがな)	(ざいむ たろう)		
氏名	財務 太郎		
現住所	(郵便番号 100-3940 ) 東京都千代田区霞が関三丁目1番1号 電話番号 ( 03 ) 3581 - 4111		
役職名等	代表取締役社長	生年月日	昭和 年 月 日(満 歳)
職歴及び兼職状況	期間	内 容	
	自 昭和54年 4月 1日 至 平成 3年 10月 31日	大蔵証券株式会社	
	自 平成 3年 11月 1日 至 平成17年 2月 15日	大蔵投資顧問株式会社 (現、財務投資助言・代理株式会社)	
	自 平成17年 2月 16日 至 平成23年 6月 13日	大蔵投資顧問株式会社 (現、財務投資助言・代理株式会社) コンプライアンスオフィサー	
	自 平成23年 1月 6日 至 令和 元年 6月 13日	大蔵投資顧問株式会社 (現、財務投資助言・代理株式会社) 取締役 兼 東京支店長	
	自 平成28年 1月 5日 至 年 月 日	財務商事株式会社 取締役 (現任)	
	自 令和 元年 6月 14日 至 年 月 日	財務投資助言・代理株式会社 代表取締役社長	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		該当無し	
上記のとおり相違ありません。			
令和 年 月 日 氏名 財務 太郎			

《記載例》

令和 年 月 日

関東財務局長 殿

現住所 東京都千代田区霞が関三丁目1番1号

氏名 財務 太郎

## 誓 約 書

私は、金融商品取引法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

## **投資助言・代理業のみを行う金融商品取引業者**

### **「業務の内容及び方法」の記載について（例）**

（金融商品取引法第 29 条の 2 第 2 項第 2 号で定める書類の参考にして下さい。）

#### **1．業務運営に関する基本原則**

- ・ 当社は、金融商品取引業の業務を遂行するにあたり、社内規則によるほか、金融商品取引法及び関係法令を遵守し、これに必要な社内体制を整備するものとする。
- ・ 当社並びに当社役員及び社員は、顧客に対し誠実かつ公正に、金融商品取引業務を遂行する。
- ・ 当社は、投資助言業務に関し、顧客のため忠実に、かつ、善良なる管理者の注意をもって業務を遂行する。

旨等について記載するほか、社内における業務遂行に関する基本原則等を記載すること。

#### **2．業として行う金融商品取引行為の種類**

- ・ 金融商品取引法第 2 条第 8 項第 1 1 号に定める業務
  - ・ 金融商品取引法第 2 条第 8 項第 1 3 号に定める業務
- 等について記載すること。

#### **3．投資助言に関する事項**

- ・ 助言を行う有価証券及びデリバティブ取引にかかる権利の種類  
（例：「法第 2 条第 1 項第 1 0 号に規定する国内投資信託」、「法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する不動産信託受益権」等）
- ・ 法第 2 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げる権利に関し助言を行うときは、当該権利に係る信託財産の種類（例えば、金銭、有価証券、その他の権利、商品及び不動産などといった分類ごとに記載）
- ・ 法第 2 条第 2 項第 5 号又は第 6 号に掲げる権利に関し助言を行うときは、当該権利に係る出資対象事業の概要（例えば、「主として不動産又は不動産信託受益権に対する投資であるもの」、「金融商品取引法施行令第 37 条第 1 項第 2 号イからホまでに掲げる物品の取得・生産をし、譲渡をし、使用をし、又は使用をさせることによる運用を行うもの」などといった記載）

等について記載すること。

#### **4．業務執行の方法**

- ・ 投資助言業と代理業の種別（代理・媒介を行う場合は予定している所属業者名とその概要を記載）
- ・ 顧客勧誘等（広告等、契約締結前の書面の交付、契約締結時の書面の交付）に関する執行方法

(特定投資家のみを顧客とする場合はその旨を記載)

- ・ 投資助言業務、代理業務を行う部門等における業務の執行体制  
(どの部門でどのように顧客勧誘及び投資助言業務等を行うのか、行った助言内容等を記載する書面等を作成する体制のほか社員等を管理・監督する体制をどうするのか等)
- ・ 投資助言の内容及び方法(投資助言の方法、標準的な投資顧問契約における契約期間、助言頻度、基準報酬額、契約の中途解約・自動更新の有無など)
- ・ 書面による契約解除(クーリング・オフ)  
等について記載すること。

【「書面による契約解除(クーリング・オフ)」の具体的な記載例は次のとおり。】

あくまでも例示なので同様に記載しないこと。

クーリング・オフの適用

投資顧問契約は書面による契約解除(クーリング・オフ)の対象となる。具体的な取扱いは、次のとおりとする。

(1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

顧客は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができる。

契約の解除日は、顧客がその書面を発した日となる。

契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとする。

- ・ 投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合

投資顧問契約締結のために通常要する費用(封筒代、通信費等)相当額を受領する。

- ・ 投資顧問契約に基づく助言を行っている場合

日割計算した報酬額(契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。)を受領する。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てる。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額を返金する。契約解除に伴う損害賠償、違約金は受け取らない。

( 報酬額を助言の回数に応じて算定している場合 )

- ・ 投資顧問契約に基づく助言を行っている場合

解除時までに行った助言の回数に応じて算定した報酬額(社会通念上妥当であると認められる分のみ。)を受領する。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額を返金する。契約解除に伴う損害賠償、違約金は受け取らない。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面による意思表示で契約を解除できる。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額を受領する。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額を返金する。

## 5. 業務分掌の方法

- ・ 会社等の組織（組織図）
- ・ 上記4の業務における責任者（部長、課長などの役職名）の業務分掌、役割等について記載すること。

## 6. 苦情の解決のための体制（金融ADR措置の内容を含む）

- ・ 苦情の受付・対応する部署や責任者（部長、課長などの役職名）を定めるなどの社内体制
- ・ 顧客からの苦情や問い合わせに真摯に対応し、十分な説明責任を果たすことにより、顧客の理解を得るよう努める。また、事実確認を行い、必要に応じて再発防止策を策定する、旨などを記載すること。
- ・ 指定紛争解決機関が存在しない場合の業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

【「苦情の解決のための体制」の具体的な記載例は次のとおり。】

助言葉のみを行う場合を想定した例示です。あくまでも例示なので同様に記載しないこと。

（苦情の解決のための体制）

第 条 苦情等対処における主管部署は 部とする。他の部署で苦情等を受付けた場合は、速やかに主管部署である 部へ報告することとし、報告を受けた 部は、事実確認を行い、顧客からの苦情や問い合わせに真摯に対応し、十分な説明責任を果たすことにより、顧客の理解を得るよう努めるものとする。

2 顧客からの苦情等への対処に当たっては、損失補てん等の禁止に留意しながら迅速かつ適切に対処するものとし、苦情等の内容を記録して保存するほか、重要な事案については、適時に代表取締役役員に報告し、社内での情報共有を行うものとする。

3 部は、必要に応じ法令等遵守担当と対応について協議し、その指示に従うものとする。また、法令等遵守担当は、必要に応じ弁護士等外部の専門家と連携を図り対応するものとする。

4 部は、苦情の発生原因を追究し、必要に応じて再発防止策を策定する。

（苦情処理規程など社内規程を作成する場合は、「別紙「 規程」に従って苦情処理を行う。」と記載することも可。その場合は当該規程を添付すること。）

（苦情処理措置）

（金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体が行う苦情の解決により苦情処理を図る場合）

第 条 金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。）第115条の2第1項第2号に掲げる措置を特定投資助言・代理業務に関する苦情処理措置として講じ、当社が加入している一般社団法人日本投資顧問業協会（以下「協会」という。）が行う苦情の解決により金融商品取引業等業務関連苦情の処理を図る。

2 協会（協会の業務委託先を含む。）の規則を遵守し、協会が行う苦情処理の手続きに従って、苦情の解決に努めるものとする。

3 協会を通じて苦情の解決を図る旨、及び協会の連絡窓口を、金融商品取引法（以下「法」という。）第37条の3に規定する契約締結前交付書面及び法第47条の3に規定する説明書類に記載するとともに、当社の店頭及びホームページに掲示その他の方法により、周知を図ることとする。

（ 自社で業務運営態勢・社内規則を整備し、公表等することにより苦情処理を図る場合 ）

- ・ 業務運営態勢の整備状況
- ・ 社内規則（社内における責任分担の明確化を含む）の整備状況
- ・ 苦情の申出先の顧客への周知方法及び業務運営態勢、社内規則の公表方法（周知・公表の内容（苦情処理における連絡先及び標準的な業務フロー等）も含む）

について記載すること。

（紛争解決措置）

（ 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体が行うあっせんにより紛争の解決を図る場合 ）

第 条 府令第115条の2第2項第1号に掲げる措置を特定投資助言・代理業務に関する紛争解決措置として講じ、当社が加入している協会が行うあっせんにより金融商品取引業等業務関連紛争の解決を図る。

- 2 協会の規則を遵守し、協会が行うあっせんの手続きに従って、紛争の解決に努めるものとする。
- 3 当社は、協会を通じて紛争の解決を図る旨及び協会の連絡窓口を、法第37条の3に規定する契約締結前交付書面及び法第47条の3に規定する説明書類に記載するとともに、当社の店頭及びホームページに掲示その他の方法により、周知を図ることとする。

（ 弁護士会会則により定められた機関におけるあっせん又は仲裁手続により紛争の解決を図る場合 ）

第 条 府令第115条の2第2項第2号に掲げる措置を特定投資助言・代理業務に関する紛争解決措置として講じ、当社が協定を締結した 弁護士会（例：東京三弁護士会）におけるあっせん又は仲裁手続により金融商品取引業等業務関連紛争の解決を図る。

- 2 協定書に定める事項を遵守し、当該弁護士会の手続きに従って、紛争の解決に努めるものとする。
- 3 協定を締結した弁護士会を通じて紛争の解決を図る旨、及び当該弁護士会の連絡窓口を、法37条の3に規定する契約締結前交付書面及び同法第47条の3に規定する説明書類に記載するとともに、当社の店頭及びホームページに掲示その他の方法により、周知を図ることとする。

---

上記記載内容は、参考として記載してありますので、金融商品取引業者（法人・個人）の規模等により異なることから、適宜、実態に合わせた記載をして下さい。

なお、社内に業務方法書等が作成してある場合は、業務方法書の添付でも可能です。

会社の実態と相違した虚偽の登録申請書類の場合は、登録取消し等行政処分の対象となります。

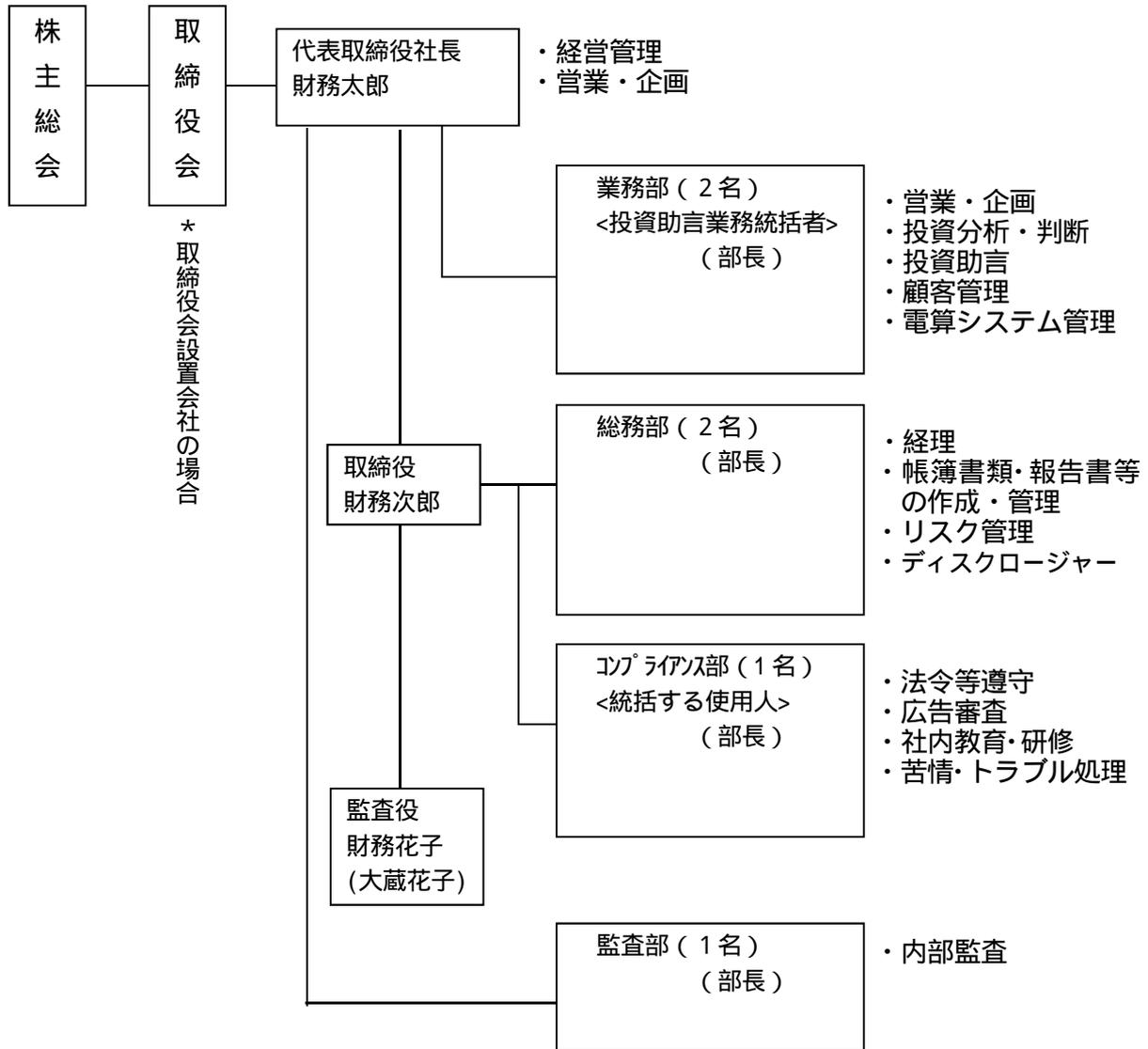
## 投資助言・代理業のみを行う金融商品取引業者

「業務執行体制」の記載について（記載例）

業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面（1/2）

令和 年 月 日

商号、名称又は氏名 財務投資助言・代理株式会社



### （注意事項）

組織図を記載し、行う業務にかかる部署名、責任者名、役職名、人数、業務内容（業務分掌）をそれぞれ記載して下さい。

業務内容は、業務の内容及び方法に記載した内容と食い違いがないよう注意して下さい。

業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面（2/2）

経営者の経歴、能力等の経営資質の十分性について

代表取締役

・経営者の経歴、能力等の経営資質の十分性について説明する。

（例）平成 年 月 日～ 年 月 日の間、金融商品取引業者 ㈱の代表取締役として会社経営。

役員の法規制、経営管理等の知識・経験及びコンプライアンス、リスク管理に関する知識・経験の十分性について

取締役

・法規制等の知識・経験の十分性を説明する。

（例）平成 年 月 日～ 年 月 日の間、金融商品取引業者 ㈱の取締役として投資助言業務・コンプライアンス業務に従事

弁護士・内部管理責任者等の資格等

研修会受講

監査役

・法規制等の知識・経験の十分性を説明する。

（例）平成 年 月 日～ 年 月 日の間、金融商品取引業者 ㈱において内部監査業務に従事  
弁護士等の資格等

研修会受講

有価証券や金融商品の価値等に関する知識及び経験を有する者について

助言を行う部門を統括する役員・使用人

・助言を行う有価証券や金融商品の価値等に関する知識・経験の十分性を説明する。

（例）平成 年 月 日～ 年 月 日の間、金融商品取引業者 ㈱の投資判断者として投資助言業務に従事

証券外務員・証券アナリスト・FP等の資格等

（不動産信託受益権等への助言を行う場合、一般不動産投資顧問業・不動産コンサルティング技能登録者・ビル経営管理士・不動産証券化協会認定マスター、宅地建物取引主任者等）

研修会受講

コンプライアンス担当者として知識及び経験を有する者について

法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する役員・使用人

・法規制等の知識・経験の十分性を説明する。

（例）平成 年 月 日～ 年 月 日の間、金融商品取引業者 ㈱のコンプライアンス担当として投資助言業務・コンプライアンス業務に従事

弁護士・内部管理責任者等の資格等

研修会受講